

令和6年度 黒潮町 国民健康保険税のご案内

【1】はじめに…

納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

↓納税通知書の下半分右側をご覧いただき、ご自身がどの納め方になるかご確認ください。

※翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。			
基礎分	後期高齢分	介護分	月 特別徴収額
			期別 普通徴収額 普通徴収額の納期限
			4月
			5月
			6月
			7月
			第1期分
			第2期分
			第3期分
			第4期分
			第5期分
			第6期分
			第7期分
			第8期分
			計
減免額	合計		
所得 者等 一般 介護 金	加入月数	既減基準所得額	基準總所得額
			固定資産税額 相 当額
			税率 所得割率(%) 資産割率(%)

②特別徴収

①普通徴収

①普通徴収に
金額の記載
がある

【3】へ
(2ページ目)
普通徴収
の方

②特別徴収に
金額の記載
がある

【4】へ
(2ページ目)
特別徴収
の方

①と②の
両方に、金額の
記載がある

【5】へ
(3ページ目)
普通徴収と
特別徴収の
方

【2】国民健康保険税(以下国保税)の決まり方

(1) 税額は世帯ごとに決まります

国保税は、住民票上の世帯主が納税義務者となり、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度に加入していても、世帯主あての納税通知書を送付しています。内訳については、納税通知書兼特別徴収開始(停止)通知書(以下納税通知書)をご確認ください。

(2) 今年度の国保税税率等

区分	内訳			内容
	基礎分	後期高齢分	介護分 ※40~64歳	
①所得割	7.1%	2.75%	2.6%	世帯内の被保険者の前年(1~12月)の総所得金額等から、基礎控除43万円を除いた額に税率を掛けます。
②資産割	26.0%	11.0%	8.0%	世帯内の被保険者の今年度分の固定資産税額に税率を掛けます。
③均等割	20,600円	7,800円	9,300円	世帯内の被保険者の人数に金額を掛けます。
④平等割	21,600円	8,400円	7,000円	1世帯あたりの金額です。 被保険者が何名であっても同じ額です。
賦課限度額	65万円	24万円 ※R5年度22万円	17万円	1世帯の最高課税額は106万円(介護分無しの世帯は89万円)です。 ※後期高齢分の限度額が22万円から24万円に引き上げになりました。

年間の国保税額=①+②+③+④(ただし、賦課限度額まで)

- 退職所得、障害年金や遺族年金などの非課税年金、その他失業給付などの非課税の収入は、計算に含みません。
- 事業主の場合、営業所得や農業所得などは、専従者給与を控除した後の額が課税対象となります。

(3)国保税の内訳は、年齢によって異なります

【40歳未満の人】

$$\text{国保税} = \boxed{\text{基礎分}} + \boxed{\text{後期高齢分}}$$

年度途中で40歳になる人は

40歳になる月(誕生日が1日のはその前月)分から介護分を納めます。

例)7月1日生まれ→6月分から納付
7月2日生まれ→7月分から納付

※ 介護分が増額となった納付書は、40歳になる月以降にあらためて送付します。

【40歳以上65歳未満の人】

$$\text{国保税} = \boxed{\text{基礎分}} + \boxed{\text{後期高齢分}} + \boxed{\text{介護分}}$$

年度途中で65歳になる人は

65歳になる月の前月(誕生日が1日のはその前々月)までの介護分を年度の初めに計算し、基礎分、後期高齢分と合計した額を年間の国保税として納めます。

※ 介護分有資格月は納税通知書で確認できます。

【75歳以上の人】

75歳になる誕生日分から、国保を脱退して新しく「後期高齢者医療保険」に加入します。

※ 国保税は75歳に到達した月以降分を計算に含めません。

【65歳以上75歳未満の人】

$$\text{国保税} = \boxed{\text{基礎分}} + \boxed{\text{後期高齢分}}$$

※ 介護保険料は国保税と別に納めます。

【3】普通徴収の方

○納付期限は次のとおりです。1年分の国保税を1期から8期までの8回に分けて納めていただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付期限	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28

※ 国保被保険者資格の無い期間があっても第1～8期に振り分けます。

(1) 口座振替の場合

- ① 納税通知書(上半分左側)に振替口座名等が記載されています。
(※既に使われていない口座である等の場合は、本庁 住民課 収納係【Tel 0880-43-2816】までご連絡ください)
- ② 納付期限ごとの引き落としとなります。(全期前納の場合は、第1期納期限に徴収されます)

(2) 納付書が同封されている場合

○ 納付場所等

- ◆ 黒潮町役場本庁び佐賀支所、各金融機関（※納付書の裏面に、各金融機関名を記載しています）
- ◆ スマートフォンやパソコン

納付書の表面のQRコード、または、バーコードからスマートフォン決済アプリでの納付ができます。

※一部対応していないスマートフォン決済アプリもあります。

詳細については「地方税お支払サイト」をご確認ください。

◆ コンビニエンスストア等

バーコードが印字されている納付書は、取扱期限内であれば、全国のコンビニエンスストアで納付できます。

※利用できるコンビニエンスストアは**納付書の裏面**に記載しています。

ただし、以下の納付書では、コンビニエンスストアでの納付はできませんので金融機関などをご利用ください。

- 金額が30万円を超える場合。
- 金額が訂正されている場合。
- バーコードが印刷されていない場合やバーコードが印刷されていても読み取れない場合。

◆ 口座振替

口座振替は、納め忘れがなく大変便利です。申込書は各金融機関窓口にありますので是非ご利用ください。

◆ その他

年度内に世帯主が75歳になる（後期高齢者医療保険に加入する）方については、今年度の国保税は普通徴収となります。

【4】特別徴収(年金からの天引き)の方

(1) 次の①から③のすべてに該当する方は、国保税が特別徴収(年金から天引き)となります。

- ① 世帯主が被保険者で、世帯の被保険者全員が65歳から74歳であること。
- ② 世帯主の特別徴収対象年金（介護保険料が天引きされている年金）が年額18万円以上であること。
- ③ 世帯主の介護保険料と国保税の合算額が、②の特別徴収対象年金の半分以下であること。

(2) 納付方法

年金支給月を納期とし、上半期の4月・6月・8月を仮徴収、下半期の10月・12月・2月を本徴収として、国保税を年金支給額から天引きしたうえで納めていきます。

■ 納税通知書(下半分右側)↓

翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。				
月	特別徴収額 円	期別	普通徴収額 円	普通徴収額の納期限
4月				
5月				
6月		第1期分		
7月		第2期分		
8月		第3期分		
9月		第4期分		
10月		第5期分		
11月		第6期分		
12月		第7期分		
1月		第8期分		
2月		計		
3月		合計		

①特別徴収(仮徴収)

②特別徴収(本徴収)

① 仮徴収	
4月	原則、前年度2月の特別徴収額と同じ金額を仮の国保税額として、上半期(4・6・8月分)の年金からそれぞれ天引きします。
6月	
8月	

② 本徴収	
10月	年間国保税額から、仮徴収分を差し引いた残りの額を、下半期(10・12・2月)の年金からそれぞれ天引きします。
12月	
2月	

【5】普通徴収と特別徴収(年金からの天引き)の両方に金額の記載がある方

(1) 6月末までに、世帯主を含む被保険者の異動等により、特別徴収に該当となった場合

- 納税通知書(下半分右側)↓

翌年度4月・6月・8月の特別徴収返徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。				
月	特別徴収額 (円)	期別	普通徴収額 (円)	普通徴収額の納期限 (月)
4月				
5月				
6月				
7月		第1期分		
8月		第2期分		
9月		第3期分		
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
		計		
		合計		

給付額 | 開始支給額 | 税率 | 基礎分 | 後期高齢分 | 介護分

① 普通徴収

上半期(4~9月分)は、納付方法が普通徴収です。

第1期・2期・3期に分けて、口座振替または納付書にて納付します。

※ 納付方法等については2ページ目【3】をご確認ください。

② 特別徴収(本徴収) … 年金からの天引き

特別徴収に該当となったため、下半期(10~3月分)から、納付方法が特別徴収(本徴収)に切り替わります。

年間国保税額から、普通徴収分(上半期分)を差し引いた残りの額を、3回に分けて年金支給月(10月・12月・2月)ごとに徴収します。

※ 特別徴収の該当条件等については2ページ目【4】をご確認ください。

(2) 6月末までに、世帯主を含む被保険者の異動等により、特別徴収に該当しなくなった場合

- 納税通知書(下半分右側)↓

翌年度4月・6月・8月の特別徴収返徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。				
月	特別徴収額 (円)	期別	普通徴収額 (円)	普通徴収額の納期限 (月)
4月				
5月				
6月				
7月		第1期分		
8月		第2期分		
9月		第3期分		
10月		第4期分		
11月		第5期分		
12月		第6期分		
1月		第7期分		
2月		第8期分		
		計		
		合計		

給付額 | 開始支給額 | 税率 | 基礎分 | 後期高齢分 | 介護分

① 普通徴収

特別徴収に該当しなくなったため、下半期(10~3月分)は、納付方法が普通徴収に切り替わります。

年間国保税額から、特別徴収(仮徴収)分(上半期分)を差し引いた残りの額を、第4期~8期に分けて、口座振替または納付書にて納付します。

※ 紳付方法等については2ページ目【3】をご確認ください。

② 特別徴収(仮徴収) … 年金からの天引き

上半期(4~9月分)は、納付方法が特別徴収(仮徴収)です。

原則、前年度2月の特別徴収額と同じ金額を仮の国保税額として徴収します。

※ 特別徴収の該当条件等については2ページ目【4】をご確認ください。

【6】特別徴収(年金からの天引き)の停止をしたい場合

納付方法が特別徴収であっても、口座振替に変更することができます。

(※ ただし、納付書による支払い方法に変更することはできません)

- (1) 手続きの方法 ※以前に①の手続きをしている方は、②の手続きのみ行ってください。

① ご希望の金融機関で口座振替の手続きを行う

- 手続きを必要なもの：振替口座の通帳、通帳の届出印、本人確認ができるもの、納税義務者のわかるもの(納税通知書など)等

《取扱金融機関》 高知県農業協同組合、高知銀行、四国銀行、幡多信用金庫、高知信用金庫、西日本信漁連(すくも湾支店のみ)、四国労働金庫、愛媛銀行、ゆうちょ銀行

② 役場本庁又は佐賀支所で納付方法変更の手続きを行う

- 手続きを必要るもの：金融機関での口座振替依頼書控え、本人確認書類、納税義務者のわかるもの(納税通知書など)

【7】低所得者に対する軽減制度について

軽減が該当する場合は、納税通知書の「備考」の欄に、7割軽減、5割軽減、2割軽減いずれかの記載があります。

■ 軽減対象となる世帯の合計所得

○7割軽減	43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下
○5割軽減	43万円+29.5万円×※被保険者等人数+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下
○2割軽減	43万円+54.5万円×※被保険者等人数+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下

※被保険者等人数には、被保険者でない世帯主及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療保険へ移行済みの方)を含みます。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給がある方。該当する方が1人以下の場合はゼロで計算します。

なお、町県民税等に係る申告書未提出(未申告)の方については軽減の判定ができませんので、軽減の適用はありません。

【8】未就学児に係る軽減について

令和4年度より、全世帯の未就学児を対象に均等割が5割軽減されます。

※【7】低所得者に対する軽減に該当する場合は、当該軽減後の均等割がさらに5割軽減されます。

【9】非自発的失業者に対する国保税の軽減について

会社の倒産や解雇・雇止めなどにより、自己都合によらない非自発的失業者となった方に対して軽減制度があります。

- 離職日の時点で65歳未満の方
- 離職日が平成21年3月31日以降の方
- 雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコードが次のいずれかに該当する方

離職理由コード	「 11、12、21、22、23、31、32、33、34 」
---------	--------------------------------

(1) 軽減内容

対象となる方の前年中の給与所得を30/100とみなして国保税を計算します。

(2) 軽減期間

離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの間、適用されます。

※不明な点については、本庁 住民課 国保係【0880-43-2800】までご連絡ください。

【10】産前産後期間の国保税の軽減について

子育て世帯の経済負担軽減や、次世代育成支援の観点から、出産(予定)被保険者の産前産後一定期間分の所得割額・均等割額が軽減される制度があります。

国保被保険者で、令和5年11月以降に出産をした方・出産を予定する方が対象です。

※出産とは、妊娠85日以上の分娩で、死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。

(1) 軽減内容

出産被保険者の所得割額・均等割額

※賦課税限度額に達している世帯は、軽減を適用しても保険税が減額にならない場合があります。

(2) 届出期間

出産予定日の6か月前から可能

※届出書の提出がない場合でも、町で出産の事実が確認できた場合に職権で軽減適用する場合があります。

(事実の確認が出来ない場合もあります)

(3) 軽減期間

出産前後4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)

○軽減対象期間イメージ・例:4月が出産(予定)月の場合

	1月	2月	3月	4月 出産(予定)月	5月	6月
単胎妊娠(出産)			○	★	○	○
多胎妊娠(出産)	○	○	○	★	○	○

単胎 / ★4月出産(予定)月の場合:3月~6月分の4か月間

多胎 / ★4月出産(予定)月の場合:1月~6月分の6か月間

※不明な点については、本庁 住民課 住民税係【0880-43-2816】または国保係【0880-43-2800】までご連絡ください。

【11】国保税の減免について

(1) 旧被扶養者に係る減免

申請することにより、税額の一部について減免を受けることができます。

■所得・資産割額は全額、均等・平等割額については1/2の額を減免。※条件あり

※旧被扶養者とは、被保険者資格を取得した日に65歳以上であり、資格を取得した日の前日において、

資格取得日に後期高齢者医療被保険者となった者の社会保険等の被扶養者であった者をいいます。

(2) 災害等、特別な事情がある場合に係る減免

災害、疫病などで生活が著しく困窮するなどの事情により、納付が困難となられた場合には、申請することにより国保税の減免を受ける場合があります。納付期限の7日前までに申請してください。

【12】徴収猶予について

一時的に納付が困難な方は、徴収猶予(納付を一定期間猶予すること)制度がありますので、納付期限までにご相談ください。

【13】お問合せ先

■ 課税内容について

(役場本庁) 住民課 住民税係 TEL:0880-43-2816

(役場佐賀支所) 地域住民課 総合窓口第1係 TEL:0880-55-3113

■ 納税及び徴収猶予の相談について

(役場本庁) 住民課 収納係 TEL:0880-43-2816